

大原ホーム 老人短期入所施設
「指定短期入所生活介護」重要事項説明書



当施設はご利用者様に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

当事業所は介護保険の指定を受けています。

京都府指定 2670600051 号

京都大原記念病院グループ
社会福祉法人行風会

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 行風会 (京都大原記念病院グループ)
- (2) 法人所在地 京都市左京区大原戸寺町 380 番地
- (3) 電話番号 075-744-3510
- (4) ファックス 075-744-3535
- (5) 代表者氏名 理事長 児玉 博行
- (6) 設立年月 平成 7 年 10 月 9 日
- (7) 法人理念

「ご利用者様の不安を取り除き、いつでも安心して、ご満足いただける介護サービスを真心こめて提供いたします。」

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- (3) 指定番号 指定京都府指定 2670600051 号

※当施設は特別養護老人大原ホームに併設されています。

(4) 事業所の目的

要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- (5) 事業所の名称 大原ホーム老人短期入所施設
- (6) 事業所の所在地 京都市左京区大原戸寺町 380 番地
- (7) 電話番号 075-744-3510
- (8) ファックス 075-744-3535
- (9) 事業所長（管理者）氏名 中井 セイ
- (10) 当事業所の運営方針

- ①和やかで明るい施設運営を心がけると共に、食中毒、施設内感染、転倒事故及び防災など基本的事項の徹底を図る。
- ②利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- ③相当期間にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- ④事業所の従事者は事業の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤事業者は事業の提供に当たっては、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむをえない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑥事業者は自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- ⑦当事業所はサービスの質の向上を目指し、さらには施設スタッフ

の専門性を社会に還元すべく、当法人が運営する諸施設等において社会福祉士養成課程における実習生及びボランティアを受け入れる。

(11) 開設年月 平成9年4月1日

(12) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～17時

(13) 短期入所定員 10人 (入所定員 110人)

(14) 通常の事業実施地域 (送迎範囲も同様)

京都市左京区、北区、上京区、中京区、右京区、東山区

(15) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1人部屋)	2室	一人当たり 18.0 m ²
2人部屋	3室	一人当たり 9.0～12.0 m ²
4人部屋	28室	一人当たり 9.0 m ²
合計	33室	
食堂	3室	300 m ² 1階に1室 2階に2室
機能訓練室	2室	216 m ² 1階に1室 2階に1室
浴室	2室	機械浴 2機
医務室	1室	8.0 m ²
静養室	1室	16.2 m ²

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(併設型・空床型)

職 種	職員配置
1. 施設長（管理者）	1名
2. 医師	1名
3. 生活相談員	2名
4. 看護職員	8名
5. 介護職員	45名
6. 管理栄養士	1名
7. 機能訓練指導員（看護職員兼務を含む）	3名
8. 介護支援専門員	2名

(2022年4月1日現在)

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日 13:30～16:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早出：8:00～16:30 4名以上 日勤：8:30～17:00 4名以上 遅出：11:00～19:30 5名以上 夜勤：16:30～9:30 5名以上
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日勤：8:30～17:00 2名以上

※職員の配置状況は特別養護老人ホーム 大原ホームの人員を含んでいます。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

<p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</p> <p>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</p>
--

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用者から本人負担分の支払いを受けるとしてします。

①入浴

入浴は週2回行います。清拭は、必要に応じていつでも行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

④その他利用者個々人にそった支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。
- ・ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

運営日：月曜日から金曜日（祝祭日含む、年末年始を除く）

実施地域：別添資料参照

実施地域外の場合：加算料金＋（距離×ガソリン代）
を負担して頂きます。

実施対象：利用者の心身状況等に応じて個別に実施します。

独居、送迎手段の手配が困難な方を対象とします。

<サービス利用料金（1日あたり）>

- ① 施設利用料……ご利用者の要介護度に応じた自己負担分をお支払い下さい。

	1日あたりの 利用料金	1日あたりの 自己負担分 (1割負担の 場合)	1日あたりの 自己負担分 (2割負担の 場合)	1日あたりの 自己負担分 (3割負担の 場合)
要介護度 1	6,361 円	636 円	1,272 円	1,908 円
要介護度 2	7,089 円	708 円	1,417 円	2,126 円
要介護度 3	7,859 円	785 円	1,571 円	2,357 円
要介護度 4	8,598 円	859 円	1,719 円	2,579 円
要介護度 5	9,326 円	932 円	1,865 円	2,797 円

《加算料金》

① サービス提供体制強化加算 I

1日あたり 233 円 (自己負担額 24 円:1割 47 円:2割 70 円:3割)

② 看護体制加算 I

1日あたり 42 円 (自己負担額 5 円:1割 9 円:2割 13 円:3割)

③ 看護体制加算 II

1日あたり 84 円 (自己負担額 9 円:1割 17 円:2割 26 円:3割)

④ 夜勤職員配置加算 I

1日あたり 137 円 (自己負担額 14 円:1割 28 円:2割 42 円:3割)

⑤ 若年性認知症利用者受入加算

1日あたり 1,266 円 (自己負担額 127 円:1割 254 円:2割 380 円:3割)

⑥ 利用者送迎加算

片道あたり 1,941 円

(自己負担額 195 円 : 1 割 389 円 : 2 割 583 円 : 3 割)

⑦ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

1 日あたり 2,110 円

(自己負担額 211 円 : 1 割 422 円 : 2 割 633 円 : 3 割)

⑧ 療養食加算 (厚生労働大臣が定める療養食を提供したとき)

1 食あたり 84 円 (自己負担額 9 円 : 1 割 17 円 : 2 割 26 円 : 3 割)

⑨ 緊急短期入所受入加算

1 日あたり 949 円 (自己負担額 95 円 : 1 割 190 円 : 2 割 285 円 : 3 割)

⑩ 介護職員等処遇改善加算 I

1 日あたり施設利用料と①～⑨合計額の 14.0%相当の料金

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食費

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

	時間	費用（所得により減額の制度があります。）
朝食	8:00～9:00	500 円
昼食	12:00～13:00	700 円
夕食	18:00～19:00	700 円

②特別な食事（ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。）

利用料金：要した費用の実費

② 滞在費

多床室 1日あたり 915 円（所得により減額の制度があります。）

個室 1日あたり 1,231 円（所得により減額の制度があります。）

④おやつ代（選択おやつに係る材料費及びドリンク代）

1日あたり 150 円

⑤ 教養娯楽費（選択レクリエーション材料費）

1日あたり 150 円

⑥ 日用品費（トイレトペーパー、備品等維持費）

1日あたり 200 円

⑦理髪・美容

当ホームと契約している理美容業者が規定する料金をご負担いただきます。

⑧複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 20円（税抜き）

⑨電化製品持ち込み費

電化製品 1品目につき1日当たり20円（税抜き）

⑩日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

※介護保険給付外の料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

⑪金銭・貴重品の管理

現金、貴重品のお持ち込みは固くお断り致します。万一、お持ち込みになられた現金・貴重品の盗難、紛失、故障等のトラブルが発生した場合、当施設は一切責任を負いません。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条第5項参照）

前期（1）、（2）の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|---------------------|
| ア. 指定口座への振り込み |
| イ. 金融機関口座からの自動引き落とし |

(4) 利用の中止・変更・追加

- ① 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日24時間前までに事業者申し出て下さい。
- ② 利用予定日の24時間前までに申し出がなく、直前になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の24時間前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用予定期間の介護保険給付対象外費用相当額

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④ ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る

(075-441-5106)

* 中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-812-2566)

* 東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-561-9187)

* 山科区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-592-3290)

* 下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-371-7228)

* 南区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-681-3296)

* 右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-861-1430)

* 右京区役所京北出張所 保健福祉第一担当

(075-852-1815)

* 西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-381-7638)

* 西京区役所洛西支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-332-9274)

* 伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-661-2278)

* 伏見区役所深草支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-642-3603)

* 伏見区役所醍醐支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当
(075-571-6471)

(3) 第三者委員

株式会社 ユメコム 橋本 珠美	京都市中京区蛸薬師通烏丸西入 橋弁慶町 227 第 12 長谷ビル 8F-A 電話 075-254-2233 FAX 075-254-2323
--------------------	--

6. 事故発生時の対応について

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

但し、職員の指示に従わずに生じた事故、または転倒や徘徊などの不可避的な事故については、当施設は一切責任を負いません。

7. 緊急時の対応方法について

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施状況：平成30年11月22日

評価機関：一般社団法人 京都府介護老人保健施設協会

結果公表：京都第三者評価ホームページ <https://kyoto-hyoka.jp/>

緊急連絡先 (1)

氏名

住所 〒

電話番号

続柄

緊急連絡先 (2)

氏名

住所 〒

電話番号

続柄

主治医

病院または診療所 及び 医師名

住所

電話番号

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 大原ホーム老人短期入所施設

説明者 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、利用料と指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意するとともに交付を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) ⑩

代理人

(住所)

(氏名) ⑩

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

別添

通常の送迎サービスの実施地域
(エリア外はご相談ください。)

